

資源回収協定書

この協定書において、資源回収業者を甲とし、資源回収団体を乙とする。

(協定の締結)

1 資源回収に関して、下記のとおり甲及び乙は協定を締結する。

(資源の定義)

2 この協定書で資源とは、新聞（折込チラシを含む）・雑誌・段ボール・紙パック・雑紙・古布をいう。

(回収場所)

3 回収場所は、乙の町会・自治会内で指定した排出場所とする。なお、乙で指定した排出場所について甲は責任を持って回収を行う。

(回収日と回収完了時間)

4 回収日は、 曜日（祝日含む）とし、回収完了時間は までとする。
ただし、12月31日から1月3日と日曜日は回収しない。

(回収の中止)

5 原則として雨でも回収を行うこととする。ただし、甲は大雪・台風などで回収が困難と判断した場合は速やかに連絡し、乙と協議すること。

(回収経費)

6 甲は乙に対して、回収に要する経費を請求しない。

(回収の休止・停止)

7 甲は乙から申し出がない限り、本協定に基づき回収するものとする。

8 甲の事情により回収を休止あるいは停止する場合は、事前に乙に報告するものとする。

(その他)

9 甲は資源の取り残しがないよう努力すること。

10 この協定書にない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

11 本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ1通ずつ保管する。

年 月 日

甲 会社名
住所
代表者名

印

乙 団体名
住所
代表者名

印